

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一
- ……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)……………一
- 東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………一
- ……………(病院経営本部経営企画部財務課)……………一

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(三件)……………一
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………一
- ……………(同)……………一
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………六
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………七
- 東京都港湾管理条例による水底トンネルの名称等……………七
- ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………七
- 令和四年度東京都立高等学校入学者選抜入学料の徴収委託……………九
- ……………(建設局港湾経営部経営課)……………九
- 火災予防施行規程の一部改正……………九

公告

- 特定非営利活動法人の認定……………九
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………九
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………九
- ……………(同)……………九
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………一〇
- ……………(環境局総務部環境政策課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇
- 令和三年度危険物取扱者保安講習(鳥しよ地区)及び消防設備士講習(神津島村)の実施……………二〇
- ……………(東京消防庁)……………二〇

正誤

- 令和三年三月五日付東京都告示第二百二十三号……………三

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「四十万四千元」を「四十万八千元」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十七号

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則

則

東京都病院事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の二の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項に規定する承認をした」を「第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告があつた」に、「納入義務者」を「地方自治法第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者」に改め、同条第二項中「第二百三十一条の二第六項」を「第二百三十一条の二の三第一項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「承認」を「報告」に改める。

附則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。

告示

●東京都告示第四百九十五号

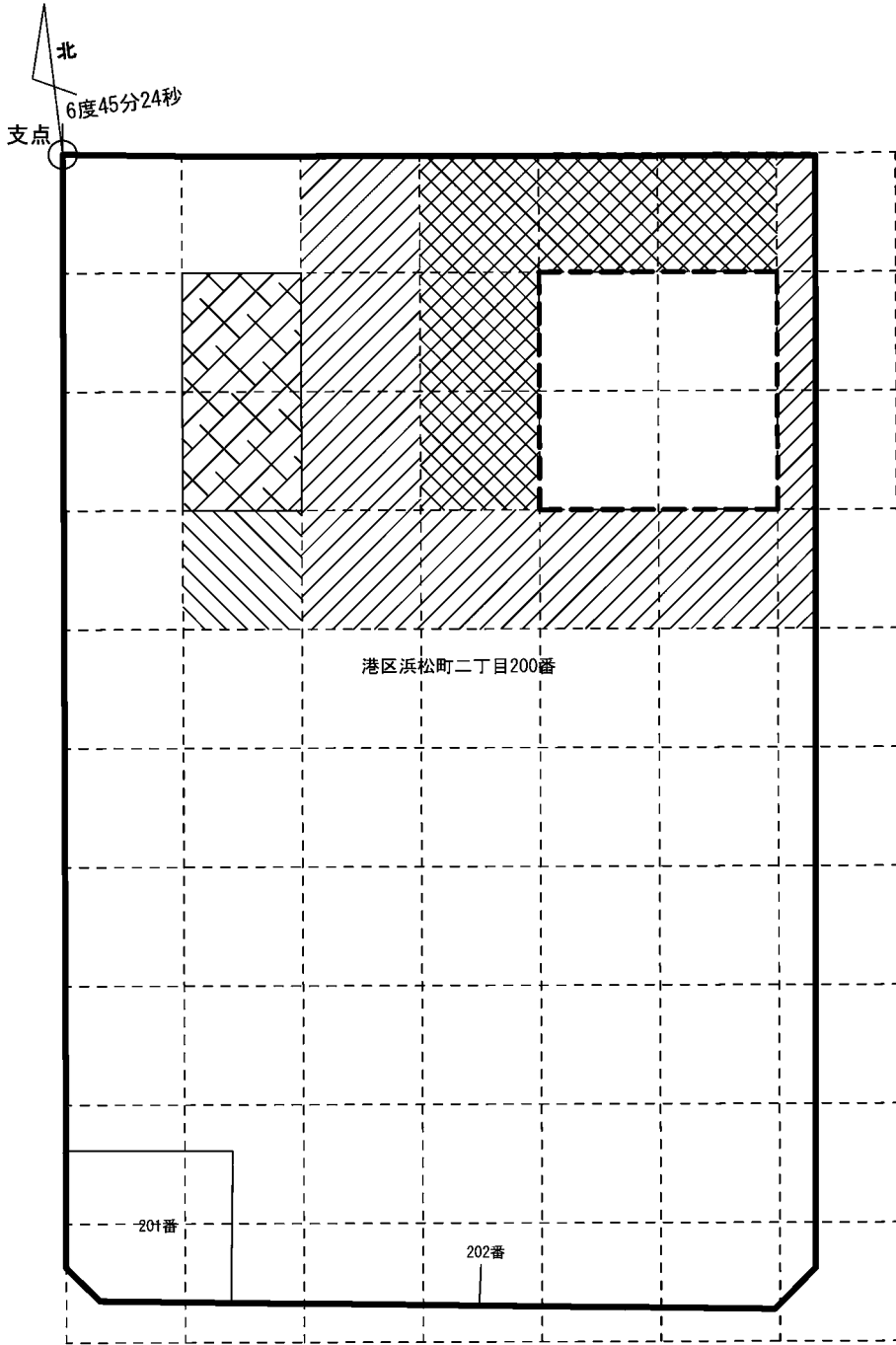
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別図



【凡例】

- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- - - 調査範囲

- 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第157号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第150号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第1380号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

【格子の回転角度(6度45分24秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目200番の最北端とする。

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい

三 なかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

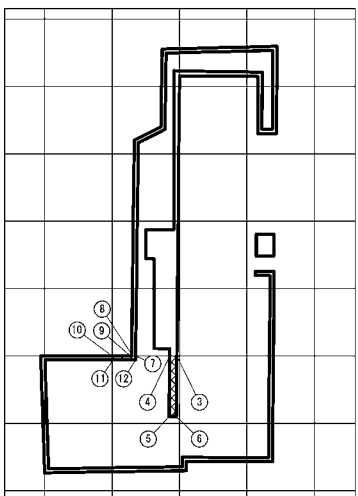
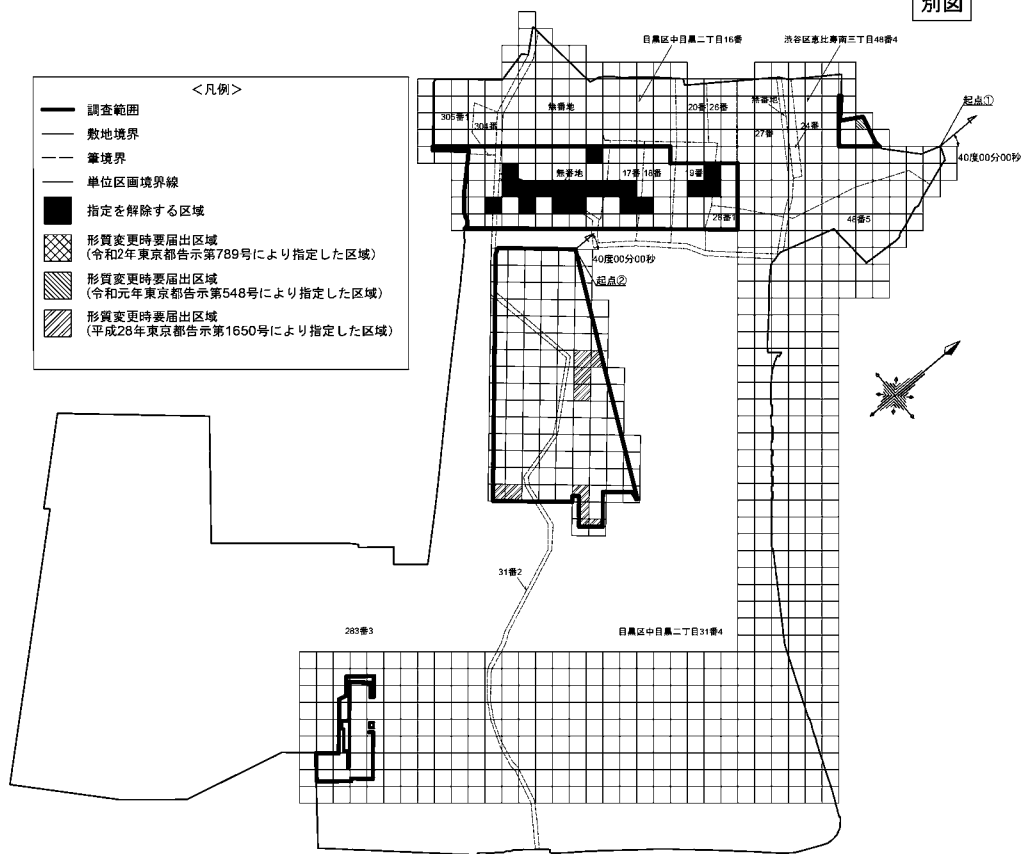
別図

●東京都告示第千四百九十六号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
 第二項の規定により、令和元年東京都告示第五百四十八号
 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
 のとおり告示する。

令和三年十二月二十二日
 東京都知事 小池百合子
 一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区中目黒二丁目地内）
 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
 に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム

三 化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、
 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

- <凡例>
- 調査範囲
 - 敷地境界
 - 隣境界
 - 単位区画境界線
 - 指定を解除する区域
 - ▨ 形質変更時要届出区域（令和2年東京都告示第789号により指定した区域）
 - ▧ 形質変更時要届出区域（令和元年東京都告示第548号により指定した区域）
 - ▩ 形質変更時要届出区域（平成28年東京都告示第1650号により指定した区域）



	X	Y	備考
①	0	0	起点①
②	-92.26	-204.86	起点②
③	50.57	-499.79	
④	49.89	-500.60	
⑤	56.72	-506.43	
⑥	57.31	-505.62	
⑦	46.53	-504.61	
⑧	46.19	-505.02	
⑨	46.38	-505.19	
⑩	44.54	-507.32	
⑪	44.95	-507.66	
⑫	47.15	-505.14	

※座標値は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端を(X, Y)=(0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

—起点①—
 起点は、渋谷区恵比寿南三丁目48番4の最北端とする。

—格子の回転角度（40度00分00秒）—
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十七号

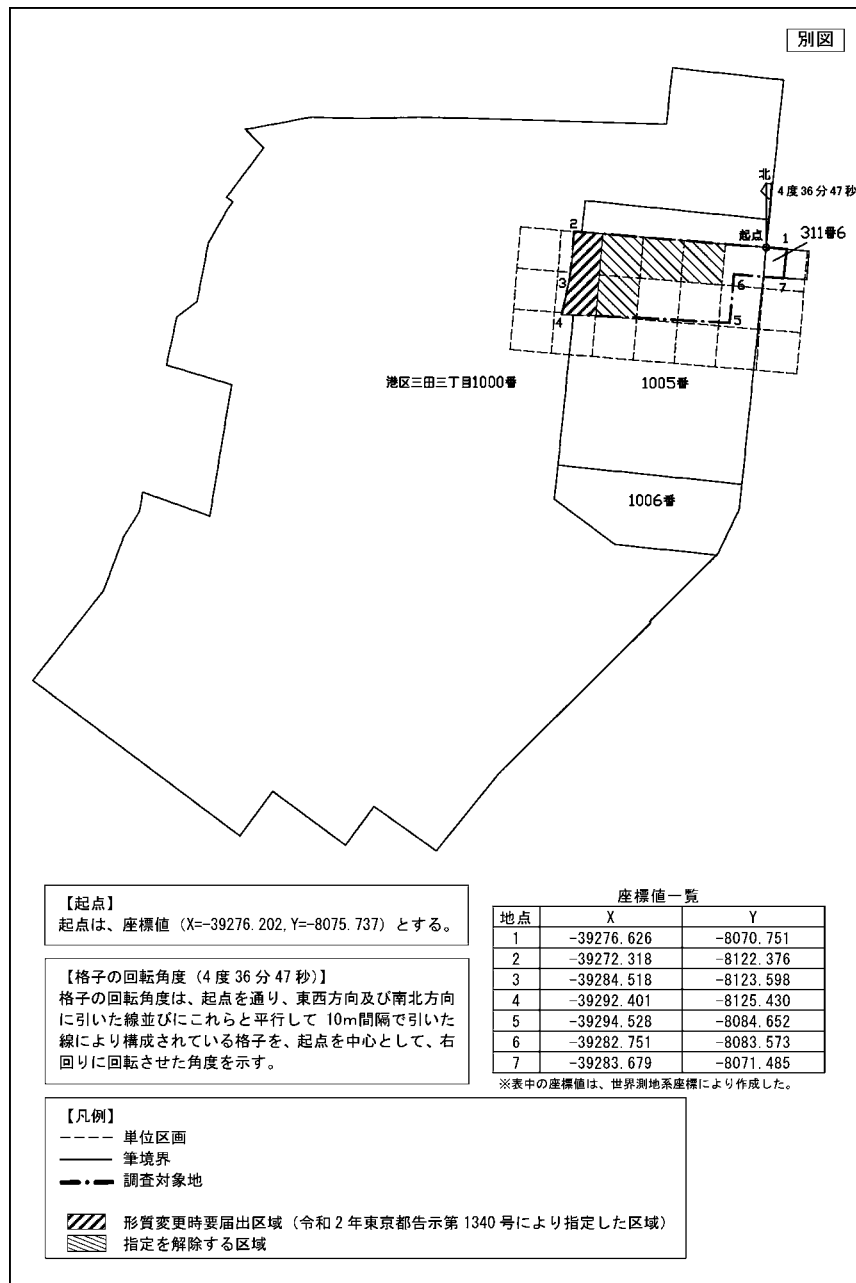
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十二日

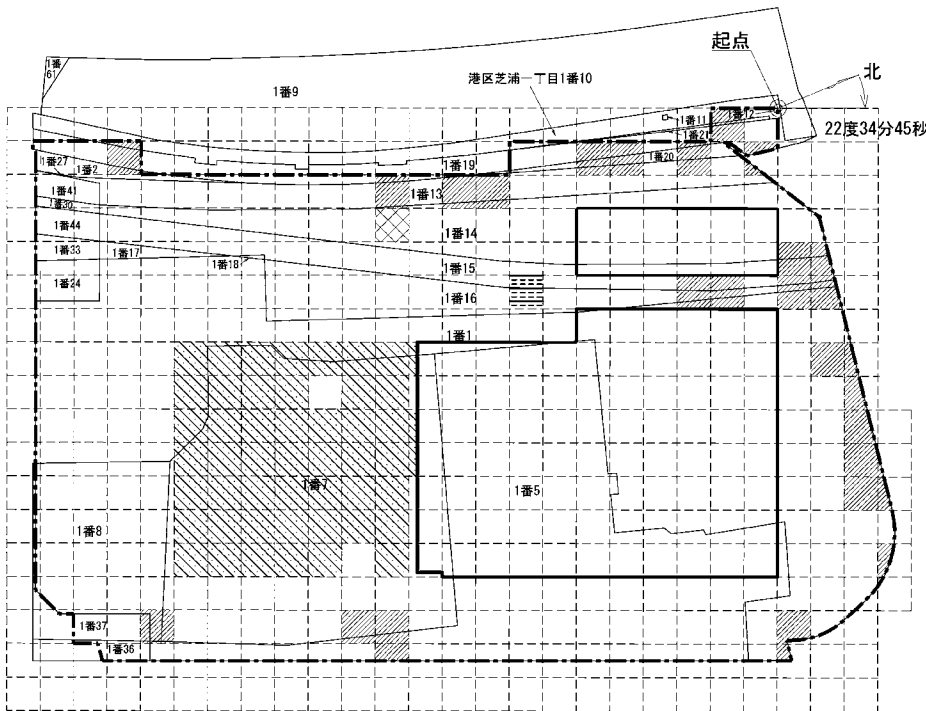
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田三丁目 地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- : 事業敷地
- XXXX : 指定を解除する区域
- XXXX : 形質変更時要届出区域
(令和3年東京都告示第960号により指定した区域)
- XXXX : 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第683号により指定した区域)
- XXXX : 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第879号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値(X=-38532.001 Y=-6909.003)とする。
 ※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の
 規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
 南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m
 間隔で引いた線により構成されている格子を、
 起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百九十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一
 第二項の規定により、令和二年東京都告示第七百十号によ
 り指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項

において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
 おり告示する。
 令和三年十二月二十二日
 東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区芝浦一丁目

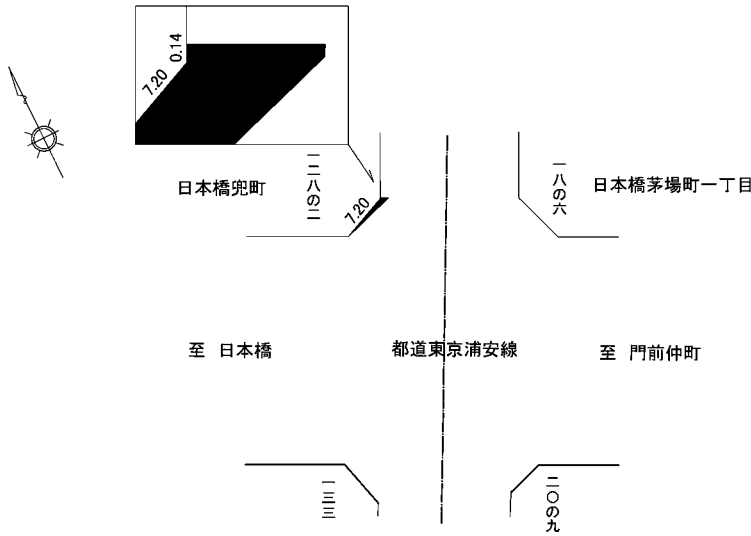
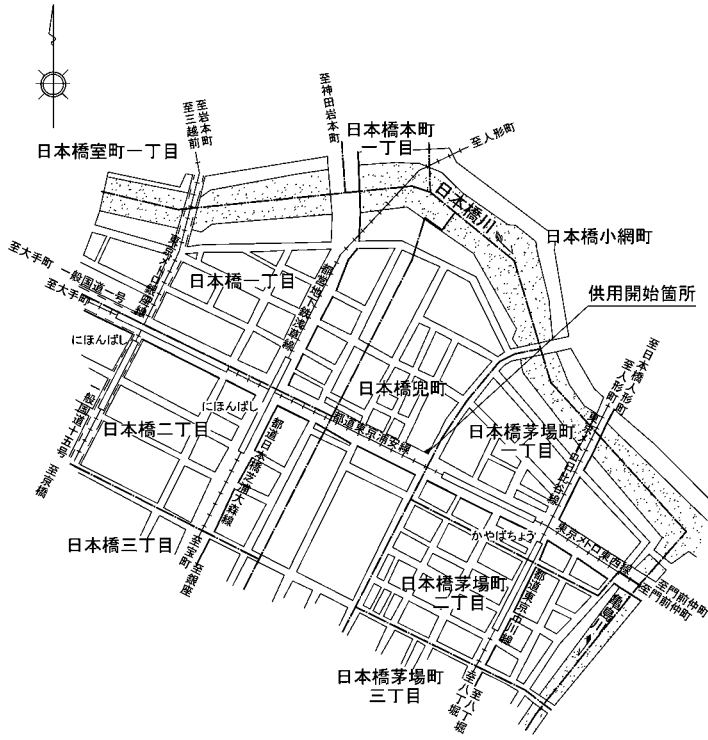
二 地内)
 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 砒素及びその化合物
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第千四百九十九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項
 の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年十二月二十二日から起算して

別図

都道東京浦安線供用開始略図
 中央区日本橋兜町地内

一般国道
 都道
 特別区道
 供用開始区域
 延長 五・七五メートル
 面積 三・一一平方メートル



二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年十二月二十二日
 東京都知事 小池 百合子
 東京浦安

二 供用開始の区間 中央区日本橋兜町百二十八番二地先
 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
 四 供用開始の期日 令和三年十二月二十二日

●東京都告示第千五百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

東京浦安

二 占用を制限する区間

中央区日本橋兜町百二十八番二地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前には設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年十二月二十三日

●東京都告示第千五百一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十五条第一項に規定する水底トンネルの名称及び箇所並びに通行を禁止するための規制標識その他必要な事項を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十二日

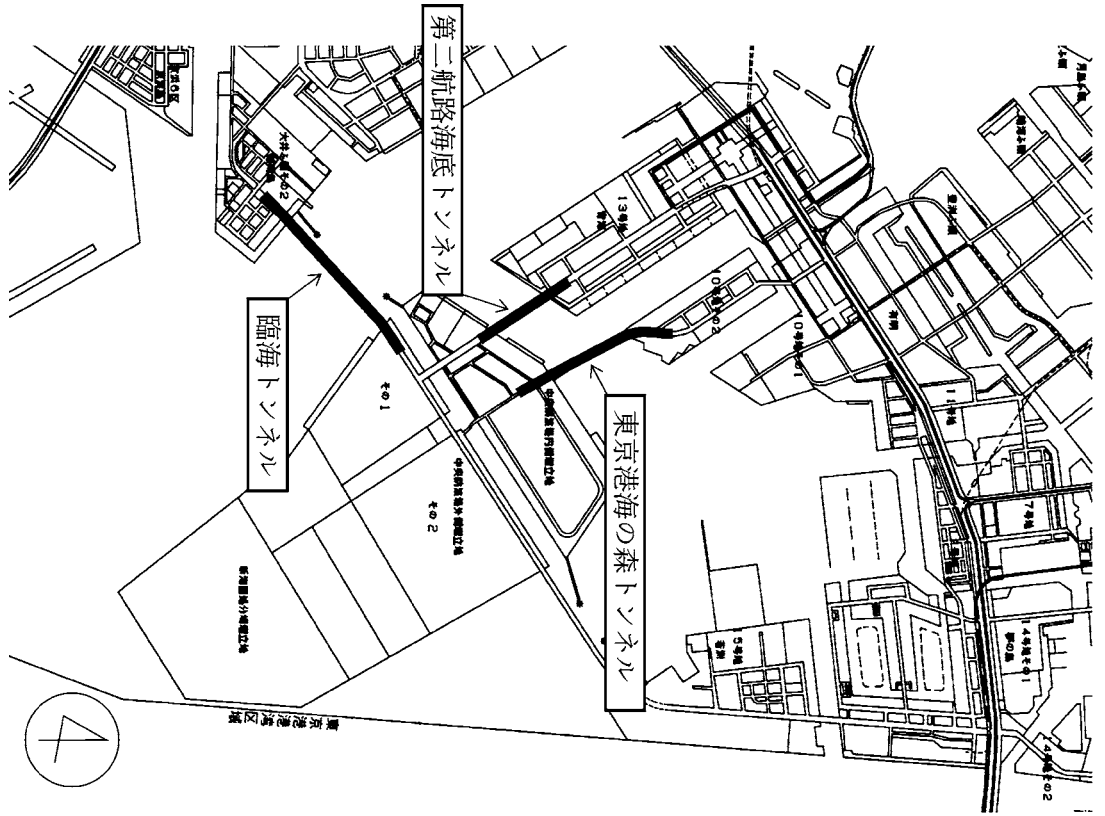
東京都知事 小 池 百合子

一 水底トンネルの名称及び箇所

名 称	箇 所	位置図
臨海トンネル	大田区城南島五丁目から同区令和島一丁目及び江東区海の森三丁目地先まで	別図のとおり
第二航路海底トンネル	江東区青海三丁目から同区海の森一丁目及び海の森二丁目まで	同右
東京港海の森トンネル	江東区有明四丁目から同区海の森二丁目及び海の森三丁目まで	同右

二 通行を禁止するための規制標識その他必要な事項

- (一) 規制標識
 - 別表のとおり
- (二) 設置場所
 - 通行を禁止する水底トンネルの区間の前面における左側の路端



別図

- 一 寸法の単位は、センチメートルとする。
- 二 縁の太さは、十五ミリメートルとする。

備考

<p>規制標識板及び柱の規格</p>		
<p>規制標識</p>	<p>文字は青色、斜めの帯及び枠は赤色、縁及び地は白色とする。</p>	<p>規制標識の色彩</p>

別表

告示(教)

●東京都教育委員会告示第六十一号

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都条例第九十一号)第二条第一項第三号ハに規定する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次

のとおりに委託したので告示する。

令和三年十二月二十二日 東京都教育委員会

一 委託した相手方

(一) 名称 三菱総研DCS株式会社

(二) 所在地 品川区東品川四丁目十二番二号

二 委託期間

令和三年十二月二十二日から令和四年三月三十一日まで

三 委託の内容

令和四年度東京都立高等学校入学者選抜入学考査料の徴収事務

告示(消)

●東京消防庁告示第8号

火災予防施行規程(昭和37年7月東京消防庁告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月22日

東京消防庁

消防総監 清水 洋文

第3条第1項中「別記様式第4号の」を「危険物規則第

1条の6に規定する」に改める。

第3条の5を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人江戸城天守を再建する会

二 代表者の氏名

島田 昌幸

三 主たる事務所の所在地

千代田区西神田二丁目五番七号

四 その他の事務所の所在地

千代田区神田神保町二丁目三十二番地 前川ビル

五 認定の有効期間

令和三年十二月六日から令和八年十二月五日まで

一 名称

NPO法人水力開発研究所

二 代表者の氏名

井上 素行

三 主たる事務所の所在地

文京区小石川三丁目五番十号 メゾン小石川二〇一

四 認定の有効期間

令和三年十二月六日から令和八年十二月五日まで

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人高木仁三郎市民科学基金

二 代表者の氏名

河合 弘之、高木 久仁子

三 主たる事務所の所在地

新宿区四谷本塩町四番十五号 新井ビル三階

四 更新された認定の有効期間

令和二年十月二十日から令和七年十月十九日まで

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線（稲城市百村）多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称

多摩都市計画道路三・一・六号南多摩尾根幹線（稲城市百村）多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業

三 工事着手の予定年月日

令和四年一月五日

四 工事完了の予定年月日

令和十二年三月三十一日

五 届出日

令和三年十二月七日

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 イーアス高尾
- 二 店舗所在地 八王子市東浅川町五百五十番地一
- 三 設置者名 大和ハウス工業株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三五番五号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか六十一名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社三和ほか六十二名
- 七 変更日 令和三年四月二日ほか
- 八 届出日 令和三年十一月二十五日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十 縦覧期間 令和三年十二月二十二日から令和四年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成

十一 縦覧時間 元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 西友羽村店
- 二 店舗所在地 羽村市五ノ神一丁目八番地十四
- 三 設置者名 松本 脩子ほか三名
- 四 設置者住所 羽村市緑ヶ丘二丁目十七番地二ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫
- 十 変更日 令和三年三月一日ほか
- 十一 届出日 令和三年十一月二十五日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
- 十三 縦覧期間 令和三年十二月二十二日から令和四年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

<p>一 店舗名</p> <p>中島ビル</p>	<p>一 店舗名</p> <p>河辺大栄ビル</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>青梅市河辺町十丁目九番地一</p> <p>三 設置者名</p> <p>大栄不動産株式会社</p> <p>四 設置者住所</p> <p>中央区日本橋室町一丁目一番八号</p> <p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称</p> <p>合同会社西友</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>合同会社西友ほか一名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>合同会社西友</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>大久保 恒夫</p> <p>十 変更日</p> <p>令和三年三月一日ほか</p> <p>十一 届出日</p> <p>令和三年十一月二十五日</p> <p>十二 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間</p> <p>令和三年十二月二十二日から令和四年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名</p> <p>石井ビル</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>小平市花小金井一丁目二番二十三号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社S M B C 信託銀行</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区丸の内一丁目三番二号</p> <p>五 変更を行った設置者名</p> <p>株式会社S M B C 信託銀行</p> <p>六 変更前の設置者住所</p> <p>港区西新橋一丁目三番一号</p> <p>七 変更後の設置者住所</p> <p>千代田区丸の内一丁目三番二号</p> <p>八 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>合同会社西友ほか一名</p> <p>九 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー(合同会社西友)ほか</p> <p>十 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>大久保 恒夫(合同会社西友)ほか</p> <p>十一 変更日</p> <p>令和三年七月五日ほか</p> <p>十二 届出日</p> <p>令和三年十一月二十五日</p> <p>十三 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間</p> <p>令和三年十二月二十二日から令和四年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>小平市花小金井一丁目二番二十三号</p>
<p>令和3年度危険物取扱者保安講習(鳥しゅ地区)及び消防設備士講習(神津島村)の実施について</p>	<p>二 店舗所在地</p> <p>足立区加賀一丁目三番一号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社是空</p> <p>四 設置者住所</p> <p>北区王子一丁目十二番十二一三〇一号</p> <p>五 変更を行った設置者名</p> <p>株式会社是空</p> <p>六 変更前の設置者名</p> <p>株式会社ナカハナ</p> <p>七 変更後の設置者名</p> <p>株式会社是空</p> <p>八 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>合同会社西友</p> <p>九 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>十 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>大久保 恒夫</p> <p>十一 変更日</p> <p>令和三年七月一日ほか</p> <p>十二 届出日</p> <p>令和三年十一月二十五日</p> <p>十三 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間</p> <p>令和三年十二月二十二日から令和四年四月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>足立区加賀一丁目三番一号</p>

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習及び同法第17条の10に規定する消防設備士講習をそれぞれ次のとおり行う。

令和3年12月22日

東京都知事 小 池 百合子

1 危険物取扱者保安講習

(1) 講習区分

ア 第1区分（給油取扱所）

イ 第2区分（製造所及び一般取扱所）

ウ 第3区分（屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所）

エ 第4区分（地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所）

オ 第5区分（屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所）

(2) 受講対象者

次のいずれにも該当すること。

ア 東京都の島しょ地区に在住している者

イ 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

(3) 講習方式

インターネットによる配信

(4) 実施期間

令和4年2月28日（月曜日）から同年3月29日（火曜日）までの間に随時視聴

(5) 受講申請の手続

ア 申請方法

東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請

イ 申請先アドレス

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/selMap.do>

ウ 申請期間

令和4年2月1日（火曜日）から同月15日（火曜日）まで

2 消防設備士講習

(1) 講習区分

消火設備

(2) 受講対象者

次のいずれにも該当すること。

ア 神津島村に在住している者

イ 消防設備士免状の交付を受けている者

(3) 講習方式

インターネットによる配信

(4) 実施日時

令和4年2月25日（金曜日）午前9時から午後5時まで

(5) 受講申請の手続

ア 申請方法

東京共同電子申請・届出サービスによる電子申請

イ 申請先アドレス

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/selMap.do>

ウ 申請期間

令和4年2月1日（火曜日）から同月10日（木曜日）まで

3 問合せ先

東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

正 誤

○令和三年三月五日付東京都告示第百二十三号

ページ一段一行 誤 正

三	中	後から	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
		九	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001
定価 三〇円
本号 一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

